

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月9日
【計算期間】	第1特定期間 （自 平成20年7月3日 至 平成20年12月10日）
【ファンド名】	日本株式ツインフォーカスファンド＜積極成長型＞ 日本株式ツインフォーカスファンド＜安定成長型＞
【発行者名】	AIGインベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋元 正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5806
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

<積極成長型>

わが国の株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

<安定成長型>

わが国の株式に投資するとともに、わが国の株価指数先物取引を活用し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）に属します。

※「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

③信託金の限度額

信託金の限度額は各ファンド1兆円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

（1）わが国の株式を主要投資対象とします。

- ・「AIG日本株式マザーファンドⅡ」への投資を通じて、わが国の株式に投資を行います。当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

（2）<積極成長型>と<安定成長型>の2つのタイプから選択できます。

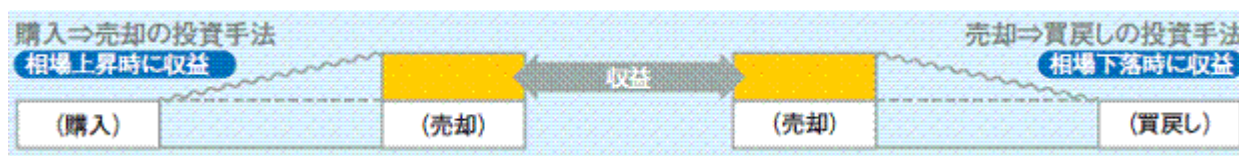
- ・<積極成長型>は、東証株価指数（TOPIX/配当込み）をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。<安定成長型>は、株式市場の変動リスクのヘッジを行い、市場全体の上昇・下落の低減を図りつつ、安定的な収益の確保を目指します。
- ・<積極成長型>と<安定成長型>の両タイプ間でのスイッチングが可能です。



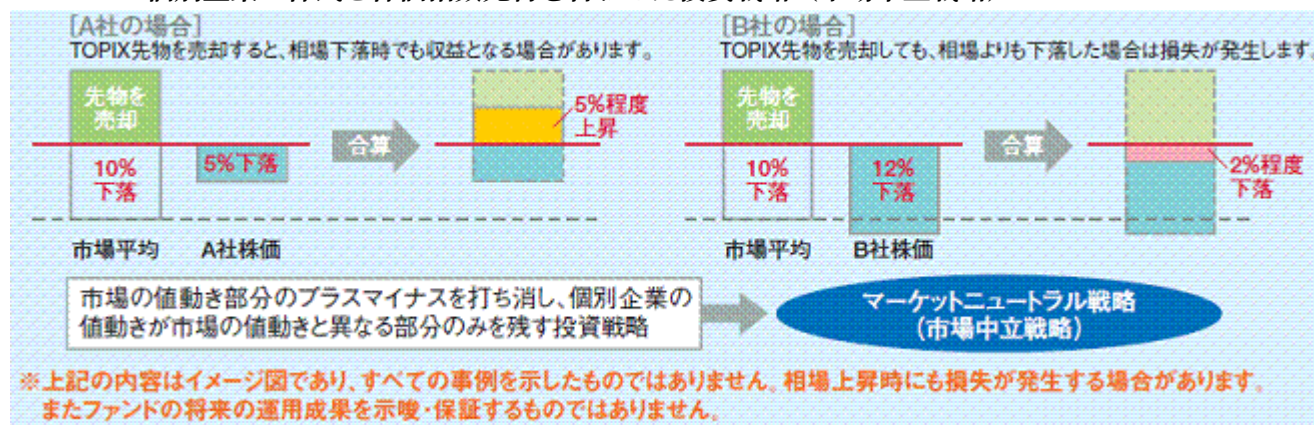
＜当ファンドの＜安定成長型＞が活用する『市場の値動きを低減する手法』について＞

1. 先物を「売る」投資戦略

株式投資には、現在の価格で購入し、将来の価格の上昇を期待して値上りしたら売却する投資手法のほかに、現在の価格で売却しておき、将来の価格の下落を期待して値下がりしたら買戻す投資手法があります。



2. 個別企業の株式と株価指数先物を合わせた投資戦略（市場中立戦略）



（３）株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって中長期的な成長が期待できる銘柄を厳選し投資します。

- ・当ファンドの実質的な運用を行う「AIG日本株式マザーファンドⅡ」は、企業の成長段階にあわせて評価を行うAIGインベストメンツの独自の手法を用いて、日本株式（分散型）戦略に基づいたポートフォリオを構築します。

※日本株式（分散型）戦略とは、AIG Investmentsの日本大型株式運用を代表する戦略の一つです。

「日本株式ツインフォーカスファンド」の2つのタイプについて

＜積極成長型＞

東証株価指数（TOPIX/配当込み）をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

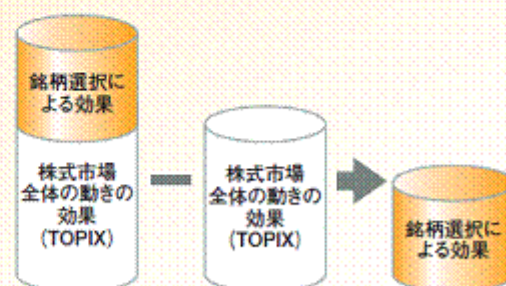
※当タイプでは、「AIG日本株式マザーファンドII」を高位に組入れ、ヘッジを行わないため、基準価額は株式市場の変動の影響を大きく受けます。期待されるリターンは大きいですが、株価変動リスクも大きくなります。



＜安定成長型＞

株式市場の変動リスクのヘッジを行い、市場全体の上昇・下落の低減を図りつつ、安定的な収益の確保を目指します。

※当タイプでは、「AIG日本株式マザーファンドII」の投資成果のうち、株式の銘柄選択による効果が、主な収益源となります。よって、銘柄選択による効果が獲得できなかった場合には損失をもたらします。



※上記の内容はイメージ図であり、ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※銘柄選択による効果が獲得できるよう努めますが、必ずしもその効果が常に得られるわけではありません。

＜TOPIXとは＞

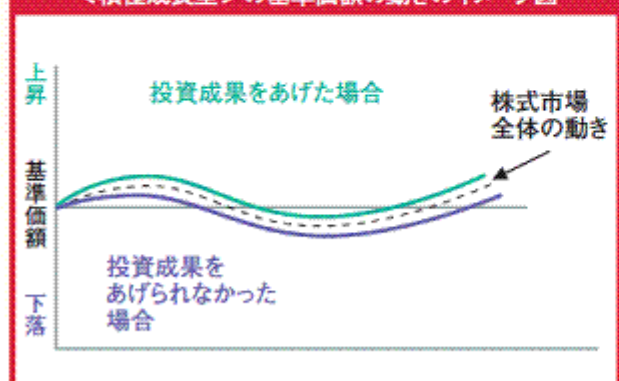
東京証券取引所が算出・公表する日本の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を、1968年1月4日を100として指数化したものです。

当ファンドでは、配当収益も反映した配当込み指数をベンチマークとしています。

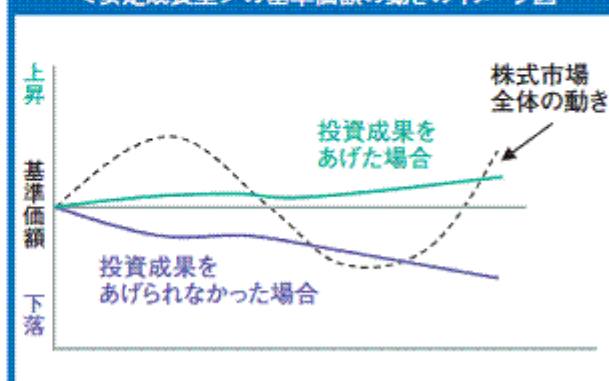
※「TOPIX（東証株価指数）」に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

＜2つのタイプの違い＞

＜積極成長型＞の基準価額の動きのイメージ図



＜安定成長型＞の基準価額の動きのイメージ図

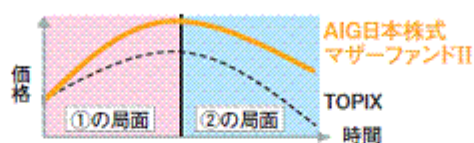


※上記の内容はイメージ図であり、ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

<積極成長型>

<安定成長型>

「AIG日本株式マザーファンドII」がTOPIXを上回る運用成果をあげた場合のイメージ（一例）



<①の株式市場上昇時>



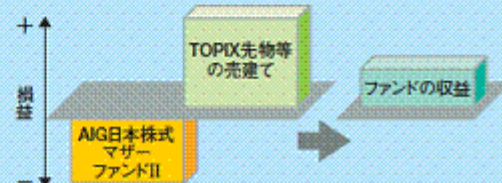
<①の株式市場上昇時>



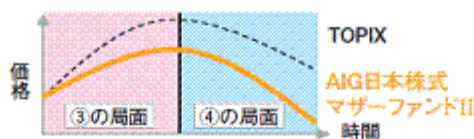
<②の株式市場下落時>



<②の株式市場下落時>



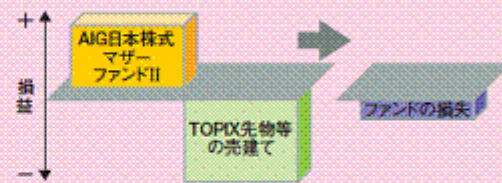
「AIG日本株式マザーファンドII」がTOPIXを下回る運用成果となった場合のイメージ（一例）



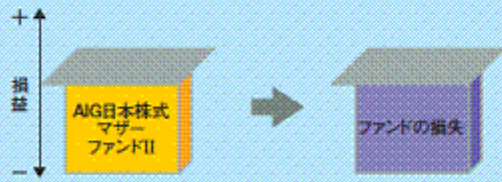
<③の株式市場上昇時>



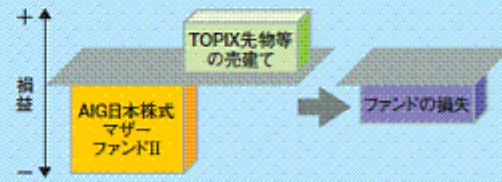
<③の株式市場上昇時>



<④の株式市場下落時>



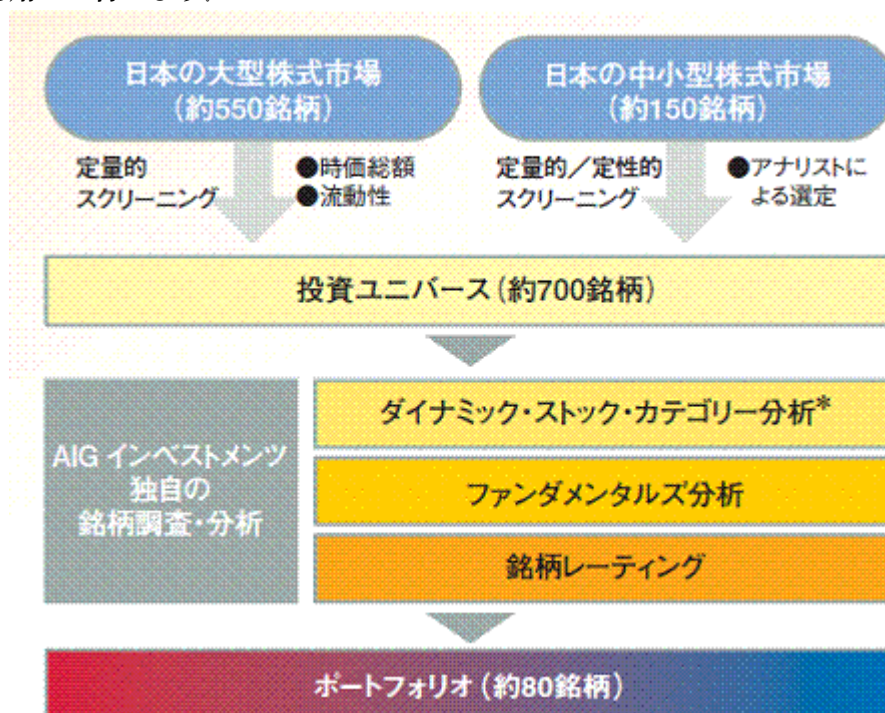
<④の株式市場下落時>



※上記は、「日本株式ツインフォーカスファンド<積極成長型>」および「日本株式ツインフォーカスファンド<安定成長型>」の主要投資対象となる「AIG日本株式マザーファンドII」の値動きと、TOPIXおよびTOPIX先物等の値動きの関係をご理解いただくために例示したイメージ図です。そのため、すべての事例ではなく、実際の値動き、損益とは異なります。当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

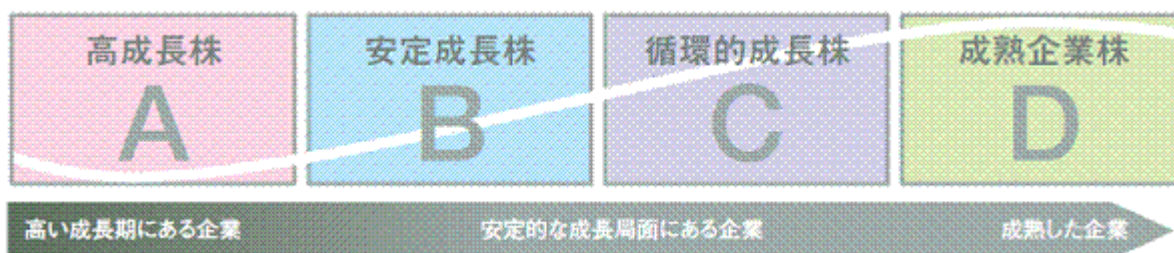
《ご参考：「AIG日本株式マザーファンドⅡ」の運用プロセス》

- 日本株式ツインフォーカスファンドの実質的な運用を行う「AIG日本株式マザーファンドⅡ」は、企業の成長段階にあわせて評価を行うAIGインベストメンツの独自の手法を用いて、日本株式（分散型）戦略に基づいたポートフォリオを構築します。
- 「AIG日本株式マザーファンドⅡ」は、日本株式市場に上場されている銘柄の中から、80銘柄程度を選定しポートフォリオを構築します。
- 実際の銘柄選定にあたっては、企業の成長段階にあわせて投資対象銘柄を4つに分類し、それぞれカテゴリー毎に分析をする基準を設定して、個々に企業の評価を行うAIGインベストメンツの独自の手法を用いて行います。



＊ダイナミック・ストック・カテゴリー分析とは

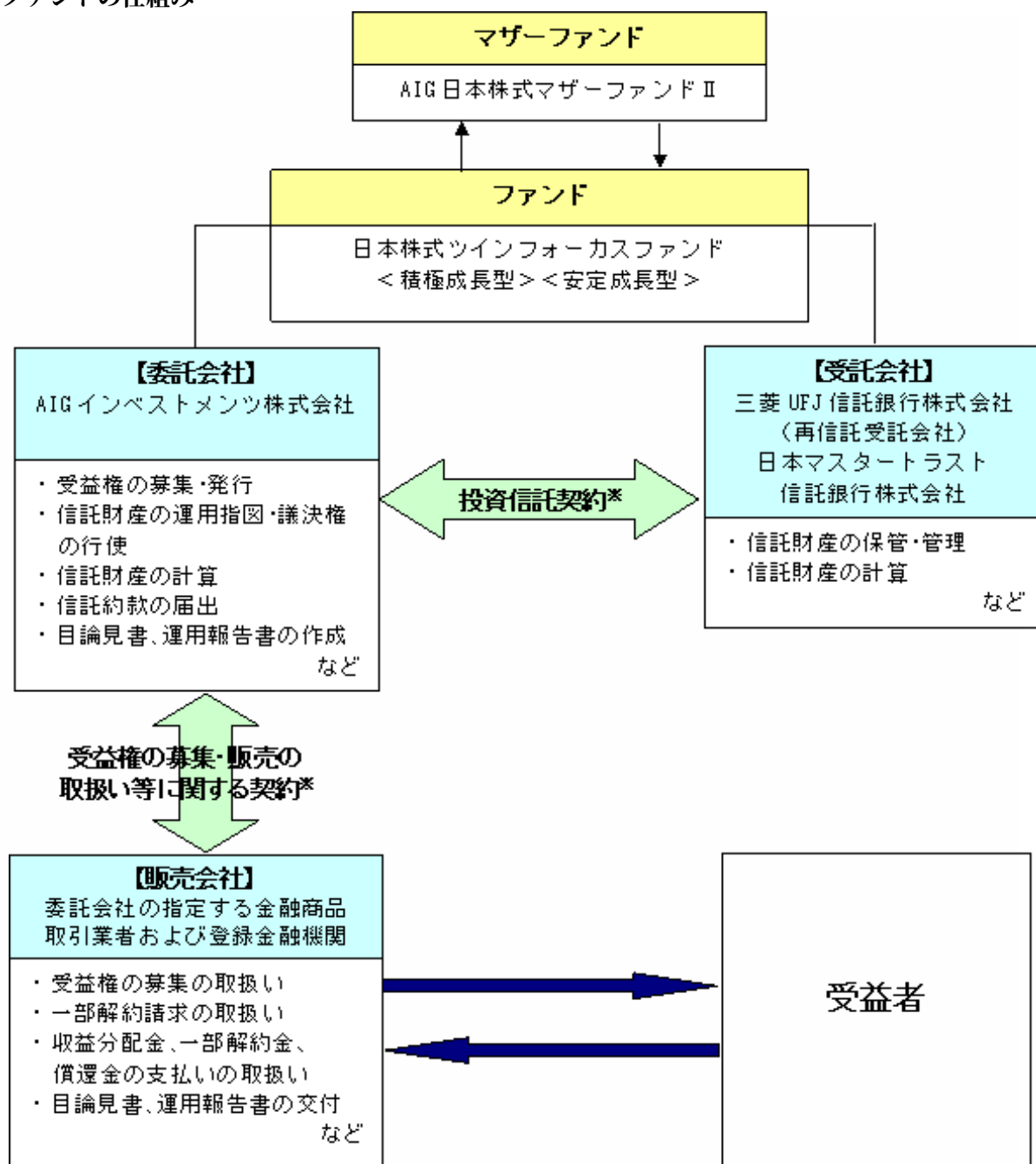
- ・企業の成長段階にあわせて、投資対象銘柄を4つ（A.高成長株、B.安定成長株、C.循環的成長株、D.成熟企業株）に分類し、カテゴリー毎に分析する基準を設定して、個々に企業の評価を行い投資機会をとらえます。



※資金動向や市場環境によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



※投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

※受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

②委託会社の概況

- ・資本金の額 2,150,000,000円（平成21年1月末日現在）

- ・会社の沿革

昭和61年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

昭和62年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。

平成 9年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。

平成13年 7月 エイアイジー投信投資顧問株式会社（AIG投信投資顧問株式会社）に名称変更。

平成14年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

平成19年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

平成20年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。

平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

- ・大株主の状況（平成21年1月末日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
AIG Global Investment Corp.	アメリカ合衆国ニューヨーク州 10270 ニューヨーク市パイン・ストリート 70	41,000株	100%

- ・AIGインベストメンツ株式会社（委託会社）は、世界的な保険・金融サービスグループであるAIG（アメリカン・インターナショナル・グループ）の資産運用事業部門「AIG Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・金融法人等に対する投資一任・助言と証券業務を展開しております。

- ・当社が属する資産運用グループ AIG Investmentsは、世界46の拠点で2,100名を超える投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界130以上の国や地域に広がるネットワークを活用し、資産の管理運営に専念しております。（平成20年9月末現在）

2【投資方針】

（1）【投資方針】

・日本株式ツインフォーカスファンド＜積極成長型＞

①基本方針

主として「AIG日本株式マザーファンドⅡ」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

②投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

③投資態度

1. 東証株価指数（TOPIX／配当込み）をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
2. 株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって長期的な成長が期待できる銘柄を厳選し投資します。
3. 株式への実質投資割合は、原則として高位を保ちます。なお、株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。
4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

・日本株式ツインフォーカスファンド＜安定成長型＞

①基本方針

主としてマザーファンド受益証券への投資を通じてわが国の株式に投資するとともに、わが国の株価指数先物取引を活用し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

②投資対象

マザーファンド受益証券およびわが国の株価指数先物を主要投資対象とします。

③投資態度

1. マザーファンド受益証券への投資を通じて、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって長期的な成長が期待できる株式に投資するとともに、わが国の株価指数先物取引の売建てを行い市場全体の変動による影響を限定し、中長期的に信託財産の安定的な成長を目指します。
2. マザーファンド受益証券の組入比率は、信託財産の純資産総額の70%以上を原則とします。
3. 株価指数先物の売建ての額は、マザーファンド受益証券の組入れの額の100%を基本とします。ただし、株価の変動等を考慮して90%～110%の範囲内で調整するものとします。
4. 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。
5. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ．約束手形（イ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
- ニ．金銭債権（イ．ハ．に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

②投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてAIGインベストメンツ株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「AIG日本株式マザーファンドⅡ」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- １７．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- ２０．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- ２１．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1. の証券または証書、前記12. の証券または証書のうち前記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2. から前記6. までの証券および前記12. の証券または証書のうち前記2. から前記6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記13. の証券および前記14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

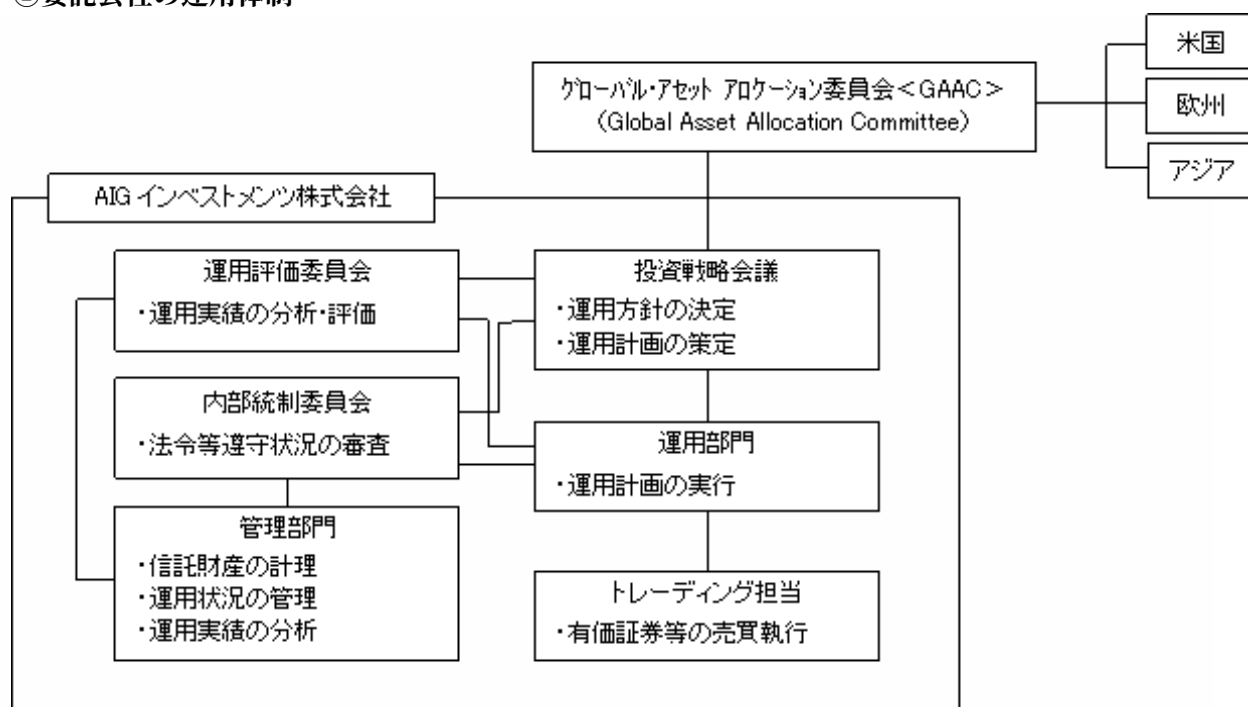
- ③委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

①委託会社の運用体制



1. グローバル・アセット アロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee (GAAC)）

AIGグループの世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織されています。毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析が行われます。また、定期的に、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。

2. 運用計画の決定と実行

- ・月1回投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンドの運用基本計画を決定します。
- ・運用部門（株式運用本部19名、債券運用本部10名）のファンドマネジャーは具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。
- ・有価証券等の売買はトレーディング担当（株式トレーダー2名、債券トレーダー3名）において執行されます。

3. パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用評価部（5名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・コンプライアンス部（6名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

※前記の運用体制等は平成21年1月末現在のものであり、今後変更することがあります。

《ご参考：AIG Investmentsの運用について》

1. AIG Investmentsについて

- ・AIGインベストメンツ株式会社が属する資産運用グループ「AIG Investments」は、世界46拠点に約530名の運用プロフェッショナルを含め、総勢2,100名以上が資産運用ビジネスに携わっています。その運用資産残高は6,769億ドル（約71.9兆円）を超えています。
- ・AIG Investmentsの強みは、世界的に統一された運用基盤と確立された規律ある投資プロセス、そして多様性にあふれ、資産運用で長年の経験と高い専門性を有する人材です。

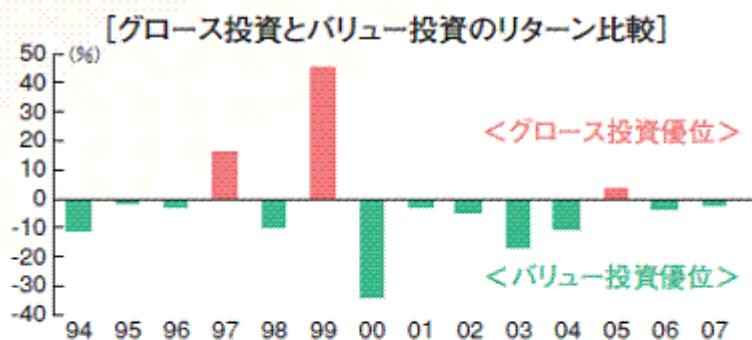
※2008年9月30日現在。為替換算レートは2008年9月30日のWMロイターレート（106.165円）を使用。

運用総資産額には5,654億ドル（約60.0兆円）のAIG関連会社の資産を含んでいます。

2. AIG Investmentsの株式運用哲学

AIG Investmentsでは、企業の成長性と株価の割安性の両面から分析を行い、多様な視点から評価することにより、あらゆる市場局面でも安定したリターンを創出することを目指します。

- ・中長期的には、グロース株投資もバリュース株投資も、勝ちつづけることはないと考えます。
- ・投資魅力のある会社はグロース株にもバリュース株にも存在しています。
- ・企業の成長に合わせて、分析する観点を変える必要があります。
- ・企業の成長段階に見合った定量分析と定性分析を行うことにより、魅力的な投資機会を発見することが可能です。



※上記は、グロース投資（ラッセル野村大型グロース・インデックス）からバリュース投資（ラッセル野村大型バリュース・インデックス）の各年次リターンを差し引いたものとなります。

出所：ブルームバーグ、期間：1993年12月末から2007年12月末

※上記のデータは、あくまでのインデックスの動きであり、将来の結果をお約束するものではありません。

※ラッセル野村大型グロース・インデックスおよびラッセル野村大型バリュース・インデックスは、フランク・ラッセル・カンパニーと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する知的財産権その他一切の権利はフランク・ラッセル・カンパニーと野村證券株式会社に帰属しております。また、フランク・ラッセル・カンパニーと野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

＜グロース投資／バリュース投資とは＞

株式投資を行う際に基本となる考え方や手法の総称です。

グロース投資とは、企業の将来の発展を捉えて投資する方法で、一方、バリュース投資とは、企業の利益や資産などを基に投資する方法です。投資家の目的や市場の流れにあった運用方法を見極めるポイントです。



(4) 【分配方針】

- ①年4回の決算時（原則として毎年3月、6月、9月、12月の各10日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）

に以下の方針に基づいて分配を行います。

1. 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。
2. 分配金額は、分配原資の範囲内で、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子・配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額から、みなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
2. 前記1.の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対して、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
3. 前記1.に規定する収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。
4. 受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。なお、受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（5）【投資制限】

<信託約款に定める投資制限>

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができますものとしします。

⑨信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記1)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により前記2)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑩先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜法令等による投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）マザーファンドの概要**1. AIG日本株式マザーファンドⅡの概要****1. 基本方針**

主としてわが国の株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法**（1）投資対象**

わが国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ①東証株価指数（TOPIX／配当込み）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。
- ②株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタル分析およびバリュエーション分析等によって中長期的な成長が期待できる銘柄を厳選し投資します。
- ③株式の組入比率は、原則として高位を維持します。なお、株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ①株式への投資には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建て資産への投資は行いません。
- ⑧有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。
- ⑨スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。
- ⑩金利先渡し取引は、信託約款に定める範囲で行います。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて実質的に株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたっては、当ファンドの内容、リスク等を十分にご理解のうえ、お申込みください。

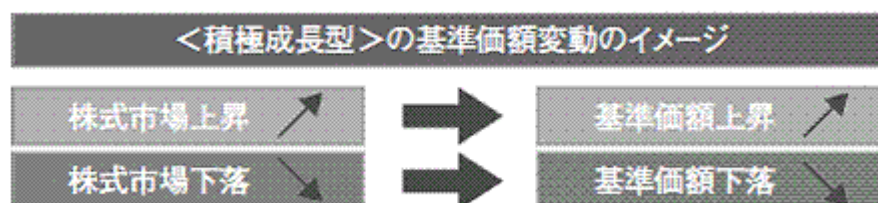
当ファンドが有する主なリスク要因として、次のようなものがあります。

なお、当ファンドは主要投資対象をAIG日本株式マザーファンドⅡ受益証券としていますので、同マザーファンドが有する同様のリスクを間接的に受けます。

①価格変動リスク

<積極成長型>

マザーファンドを通じて実質的にわが国の株式に投資しますが、一般に株式の価格は、経済、社会情勢、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、マザーファンドならびに当ファンドの基準価額を下げる要因となります。また、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。



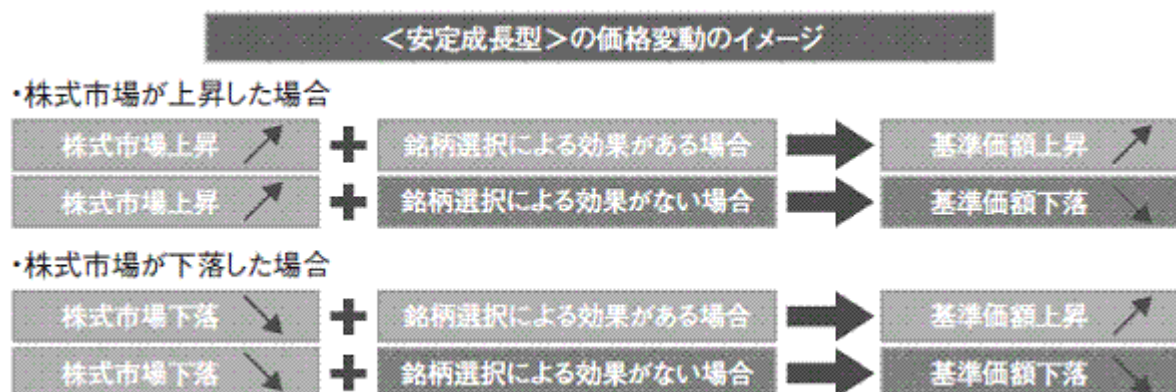
※上記の内容はイメージ図であり、すべての事例を示したものではありません。またファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※マザーファンドはアクティブ運用を行いますので、ポートフォリオの動きが必ずしも株式市場と連動するとは限りません。

<安定成長型>

実質的にわが国の株式に投資するとともに、株価指数先物取引の売建て等[※]を活用し、株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指しますので、組入銘柄の値動きにより基準価額が影響を受け変動します。また、実質的に保有する株式の資産価値が上昇しても、株価指数先物取引の売建て等の損益次第では、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。さらに、実質的に保有する株式が下落する一方で株価指数先物取引の売建て等が逆方向に変動した場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。

※株価指数先物取引を活用して売建てを行った場合、一般的には株式市場が値上がりした場合には損失が、値下がりした場合には収益が発生し、株式を買付けた場合とは反対の損益が発生することになります。



※上記の内容はイメージ図であり、すべての事例を示したものではありません。またファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

②流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、需給状況により希望する時期および価格で売買できない場合があります、この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

③信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金等の支払不能または債務不履行等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

④その他のリスク・留意点

1. カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引等の相対取引を行うことがあります。これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

3. 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

4. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、年4回の決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

5. 繰上償還に関わるリスク

当ファンドでは、残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

6. 取得申込、解約請求等に関するリスク

取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求の受付を取消すことがあります。

7. ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

8. ベンチマークに関する留意点

<積極成長型>

東証株価指数（TOPIX／配当込み）をベンチマーク（ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標）として使用しますが、ベンチマークはファンドの運用成果そのものを表わすものではありません。また、当ファンドは特定の株価指標等に投資成果が連動する性格のファンド（いわゆる「インデックスファンド」）ではありません。

9. 株価指数先物によるリスクヘッジに関する留意点

<安定成長型>

株価指数先物取引の売建て等を活用し、株式市場全体の変動の影響を抑えることを目指しますが、完全に市場の変動リスクを排除できるものではありません。また、株価指数先物取引等の価格が、理論価格から大きく乖離することがあり、当該先物価格が理論価格に対して大幅に割高になった場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。

（2）投資リスクに対する管理体制

①委託会社におけるリスク管理体制

1. 運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2. コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3. 内部統制委員会

月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4. 運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

※前記のリスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

お申込受付日の基準価額（当初は1口当たり1円）に2.31%（税抜2.2%）^{*}の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。

なお、＜積極成長型＞と＜安定成長型＞との間でスイッチングを行う場合には、お申込手数料はかかりません。また、分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。詳細は、販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。

*「税」とは、消費税等に相当する額をいいます。

AIGインベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.218%（税抜1.16%）^{*}の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分については次の通りです。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.2180% （税抜1.16%）	0.5775% （税抜0.55%）	0.5775% （税抜0.55%）	0.0630% （税抜0.06%）

※上記は年率表示です。

*「税」とは、消費税等に相当する額をいいます。

委託会社の受取る信託報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。

（4）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産から支払われます。

②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産から支払われます。

③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産から支払われます。

- ④信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

前記（１）～（４）の手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

- ・個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）となります。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、上場株式等の配当等（上場株式の配当金、公募株式投資信託の分配金等）の金額の合計額が100万円（年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）を超える場合には、その超える年分については確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択する必要があります。

申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）となります。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間については、上場株式等の配当等の金額の合計額のうち100万円以下の部分に対しては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

- ・一部解約時および償還時の差益については、平成21年1月1日からは譲渡所得として申告分離課税が適用され、その税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間については、上場株式等の譲渡益（上場株式の譲渡益、公募株式投資信託の解約・償還差益等）の金額の合計額のうち、500万円以下の部分については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

②法人の受益者に対する課税

＜平成21年3月31日まで＞

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度が適用されます。

＜平成21年4月1日以降＞

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税15%）が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度が適用されます。

※ 1 個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③＜積極成長型＞と＜安定成長型＞の両方を取得する場合はファンド毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 2 特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別

分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

前記は、平成21年1月末現在であり、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<積極成長型>

(平成21年1月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	22,552,295	99.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		214,305	0.94
合計（純資産総額）		22,766,600	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<安定成長型>

(平成21年1月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	85,731,332	73.70
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		30,594,087	26.30
合計（純資産総額）		116,325,419	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

その他の資産の投資状況

(平成21年1月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（売建）	日本	82,950,000	△71.31

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

(ご参考) AIG日本株式マザーファンドⅡ

(平成21年1月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	106,410,900	98.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,881,845	1.74
合計（純資産総額）		108,292,745	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（２）【投資資産】**<積極成長型>****①【投資有価証券の主要銘柄】****１．組入上位銘柄（平成21年1月30日現在）**

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	AIG日本株式 マザーファンドⅡ	38,903,391	0.6164	23,980,050	0.5797	22,552,295	99.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

２．種類別及び業種別投資比率（平成21年1月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<安定成長型>**①投資有価証券の主要銘柄****１．組入上位銘柄（平成21年1月30日現在）**

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	AIG日本株式 マザーファンドⅡ	147,889,136	0.6164	91,158,864	0.5797	85,731,332	73.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

２．種類別及び業種別投資比率（平成21年1月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	73.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

（平成21年1月30日現在）

国／地域	種類	資産名	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
日本	株価指数先物	ミニTOPIX	売建	105	87,639,954	82,950,000	△71.31

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（注2）株価指数先物取引の時価については、原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場場で評価しております。

（ご参考）AIG日本株式マザーファンドⅡ

①投資有価証券の主要銘柄

1. 組入上位30銘柄（平成21年1月30日現在）

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	東京電力	電気・ガス業	2,100	2,955.00	6,205,500	2,830	5,943,000	5.49
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,300	4,600.00	5,980,000	4,400	5,720,000	5.28
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,400	3,568.91	4,996,484	3,650	5,110,000	4.72
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,400	3,057.94	4,281,127	2,925	4,095,000	3.78
日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	2,700	1,362.00	3,677,400	1,416	3,823,200	3.53
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1,700	2,165.08	3,680,640	2,070	3,519,000	3.25
日本	株式	任天堂	その他製品	100	35,850.00	3,585,000	28,300	2,830,000	2.61
日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	6,000	471.00	2,826,000	427	2,562,000	2.37
日本	株式	ジーエス・ユアサ コーポレーション	電気機器	5,000	351.00	1,755,000	491	2,455,000	2.27
日本	株式	東洋水産	食料品	1,000	2,685.00	2,685,000	2,395	2,395,000	2.21
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	700	3,595.65	2,516,957	3,370	2,359,000	2.18
日本	株式	電源開発	電気・ガス業	600	3,530.00	2,118,000	3,500	2,100,000	1.94
日本	株式	三菱マテリアル	非鉄金属	9,000	225.43	2,028,910	229	2,061,000	1.90
日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	4,000	484.00	1,936,000	504	2,016,000	1.86
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	11	175,000.00	1,925,000	158,400	1,742,400	1.61
日本	株式	関西電力	電気・ガス業	700	2,635.00	1,844,500	2,485	1,739,500	1.61
日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	2,000	899.70	1,799,417	856	1,712,000	1.58
日本	株式	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	サービス業	2,000	845.00	1,690,000	848	1,696,000	1.57
日本	株式	ピジョン	その他製品	700	2,785.00	1,949,500	2,265	1,585,500	1.46
日本	株式	中部電力	電気・ガス業	600	2,730.00	1,638,000	2,570	1,542,000	1.42
日本	株式	トリドール	小売業	3	359,094.66	1,077,284	495,000	1,485,000	1.37
日本	株式	あいおい損害保険	保険業	3,000	362.00	1,086,000	448	1,344,000	1.24
日本	株式	田辺三菱製薬	医薬品	1,000	1,221.00	1,221,000	1,334	1,334,000	1.23
日本	株式	古河電気工業	非鉄金属	4,000	421.37	1,685,514	318	1,272,000	1.17
日本	株式	ニトリ	小売業	200	7,070.00	1,414,000	6,360	1,272,000	1.17
日本	株式	大阪証券取引所	その他金融業	3	467,000.00	1,401,000	415,000	1,245,000	1.15
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	200	6,440.40	1,288,080	6,150	1,230,000	1.14
日本	株式	日本農薬	化学	2,000	603.00	1,206,000	607	1,214,000	1.12
日本	株式	三菱地所	不動産業	1,000	1,417.00	1,417,000	1,211	1,211,000	1.12
日本	株式	プリマハム	食料品	8,000	170.00	1,360,000	151	1,208,000	1.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

2. 種類別及び業種別比率（平成21年1月30日現在）

種類別及び業種別		投資比率（％）
株式	電気・ガス業	14.09
	銀行業	11.57
	電気機器	8.92
	情報・通信業	8.53
	輸送用機器	7.03
	小売業	5.39
	医薬品	5.08
	食料品	4.78
	非鉄金属	4.66
	その他製品	4.08
	不動産業	3.19
	化学	2.78
	保険業	2.34
	機械	2.30
	サービス業	2.23
	建設業	1.94
	証券、商品先物取引業	1.86
	ガラス・土石製品	1.66
	その他金融業	1.15
	陸運業	1.14
	鉱業	1.04
	卸売業	0.89
	金属製品	0.81
	ゴム製品	0.54
	水産・農林業	0.27
	合 計	98.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**<積極成長型>****①【純資産の推移】**

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1特定期間末 （平成20年12月10日）	（分配付）	24,196,340	（分配付）	6,149
	（分配落）	24,196,340	（分配落）	6,149
平成20年7月末		31,255,533		10,130
8月末		35,929,603		9,593
9月末		31,700,813		8,227
10月末		24,283,148		6,272
11月末		23,735,591		6,046
12月末		25,148,777		6,385
平成21年1月末		22,766,600		5,776

②【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日	0円

③【収益率の推移】

期 間		収益率
第1特定期間	自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日	△38.51%

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代わりに、1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

収益率＝（当特定期間末分配付基準価額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×
100

<安定成長型>

①純資産の推移

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1特定期間末 （平成20年12月10日）	（分配付）	113,516,119	（分配付）	9,520
	（分配落）	113,516,119	（分配落）	9,520
平成20年7月末		113,894,957		10,074
8月末		123,107,143		9,899
9月末		125,734,664		9,721
10月末		122,278,844		9,460
11月末		121,842,980		9,426
12月末		118,091,422		9,572
平成21年1月末		116,325,419		9,436

②分配の推移

期 間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日	0円

③収益率の推移

期 間		収益率
第1特定期間	自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日	△4.8%

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代わりに、1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

収益率＝（当特定期間末分配付基準価額－前特定期間末分配落基準価額）÷前特定期間末分配落基準価額×100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年7月3日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1）取得申込の受付

①申込期間：平成20年 7月 3日（木）から平成21年 9月10日（木）まで

※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

②取得申込は、お申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。

③取得申込の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお取扱いとなります。お申込みの受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは各販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

④運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

⑤ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2）申込単位・申込価額

①＜積極成長型＞＜安定成長型＞ともに、申込単位は販売会社が定めますので、販売会社によっては、販売単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。

※収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。

②受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額（当初は1口当たり1円）に、当該基準価額に2.31%（税抜2.2%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。販売会社ごとの申込手数料については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

AIGインベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

3）スイッチング

＜積極成長型＞と＜安定成長型＞との間でスイッチング（乗換え）を行うことができます。

- ・スイッチングの場合のお申込単位は、販売会社が定める単位とします。
- ・スイッチングを行う場合には、お申込手数料はかかりません。

・スイッチングの際には、換金されるファンドに対して、解約（換金）時と同様に課税されます。
詳しくは販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ②一部解約の実行の請求は、販売会社の営業日に受付けます。
- ③一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④解約請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時（年末年始など半休日の場合は午前11時）までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。解約請求の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ⑤一部解約時の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。
- ⑥一部解約時の価額は委託会社の営業日に日々算出され、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。
AIGインベストメンツ株式会社
電話番号 03-5208-5858（受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）
ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>
- ⑦解約代金のお支払いは、解約の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。
- ⑧委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消することがあります。
- ⑨一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、算出された価額とします。
- ⑩ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

1. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。
2. マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日における基準価額で評価します。
3. 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

AIGインベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成20年7月3日から平成30年9月10日までとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月11日から6月10日まで、6月11日から9月10日まで、9月11日から12月10日まで、および12月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

ただし、第1計算期間は平成20年7月3日から平成20年9月10日までとし、最終計算期間の終了日は平成30年9月10日とします。

(5) 【その他】**1. 信託の終了****①投資信託契約の解約**

イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託会社は、前記イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ) 前記ロ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ) 前記ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ホ) 前記ロ)からニ)までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ロ)からニ)までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

②投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 3. 信託約款の変更等 における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

③受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所

が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- ①委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ②委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3. 信託約款の変更等

- ①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- ②委託会社は、前記①の事項（変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③前記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前記①から⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

6. 運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（6月および12月）および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.aiginvestments.co.jp/>

7. 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類

に基づいて所定の事務を行います。

8. 関係会社との契約の更改

・販売会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

1. 収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として、毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

2. 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して4営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

3. 償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

4. 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

5. 帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
当ファンドの第1計算期間は、信託約款第35条の規定により、平成20年7月3日から平成20年9月10日までとしております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成20年7月3日から平成20年12月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【日本株式ツインフォーカスファンド＜積極成長型＞】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 (平成20年12月10日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	298,739
親投資信託受益証券	23,980,050
未収利息	1
流動資産合計	24,278,790
資産合計	24,278,790
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	4,265
未払委託者報酬	78,185
流動負債合計	82,450
負債合計	82,450
純資産の部	
元本等	
元本	39,352,986
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△15,156,646
（分配準備積立金）	103,942
元本等合計	24,196,340
純資産合計	24,196,340
負債純資産合計	24,278,790

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日
営業収益	
受取利息	324
有価証券売買等損益	△14,299,950
営業収益合計	△14,299,626
営業費用	
受託者報酬	7,920
委託者報酬	145,219
営業費用合計	153,139
営業損失（△）	△14,452,765
経常損失（△）	△14,452,765
当期純損失（△）	△14,452,765
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	703,881
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	703,881
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△15,156,646

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 (平成20年12月10日現在)
1.期首元本額	18,686,899円
期中追加設定元本額	20,666,087円
期中一部解約元本額	—円
2.特定期間末日における受益権の総数	39,352,986口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,156,646円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	当期 自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日
分配金の計算過程	
	[平成20年7月 3日から 平成20年9月10日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
収益調整金額	1,987円
分配準備積立金額	0円
当ファンドの分配対象収益額	1,987円
当ファンドの期末残存口数	38,522,671口
1万口当たり収益分配対象額	0.51円
1万口当たり分配金額	0円
収益分配金金額	0円
	[平成20年 9月11日から 平成20年12月10日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	103,942円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
収益調整金額	2,085円
分配準備積立金額	0円
当ファンドの分配対象収益額	106,027円
当ファンドの期末残存口数	39,352,986口
1万口当たり収益分配対象額	26.94円
1万口当たり分配金額	0円
収益分配金金額	0円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	当期 (平成20年12月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含ま れた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	23,980,050	△11,241,679
合計	23,980,050	△11,241,679

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	当期 (平成20年12月10日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6149円 (6,149円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成20年12月10日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	A I G日本株式マザーファンドⅡ	38,903,391	23,980,050	
合計			38,903,391	23,980,050	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日本株式ツインフォーカスファンド＜安定成長型＞】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 (平成20年12月10日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,449,238
親投資信託受益証券	96,007,062
未収入金	27,201,144
未収利息	59
差入委託証拠金	10,230,000
流動資産合計	142,887,503
資産合計	142,887,503
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	224,015
前受金	28,674,600
未払金	96,571
未払受託者報酬	19,461
未払委託者報酬	356,737
流動負債合計	29,371,384
負債合計	29,371,384
純資産の部	
元本等	
元本	119,245,630
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,729,511
（分配準備積立金）	152,861
元本等合計	113,516,119
純資産合計	113,516,119
負債純資産合計	142,887,503

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日
営業収益	
受取利息	39,820
有価証券売買等損益	△41,392,938
派生商品取引等損益	35,996,917
営業収益合計	△5,356,201
営業費用	
受託者報酬	33,134
委託者報酬	607,425
営業費用合計	640,559
営業損失（△）	△5,996,760
経常損失（△）	△5,996,760
当期純損失（△）	△5,996,760
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△342,056
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	126,832
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	126,832
剰余金減少額又は欠損金増加額	201,639
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	201,639
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,729,511

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 (平成20年12月10日現在)
1.期首元本額	102,932,268円
期中追加設定元本額	26,430,481円
期中一部解約元本額	10,117,119円
2.特定期間末日における受益権の総数	119,245,630口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,729,511円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	当期 自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日
分配金の計算過程	
	[平成20年7月 3日から 平成20年9月10日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
収益調整金額	2,259円
分配準備積立金額	0円
当ファンドの分配対象収益額	2,259円
当ファンドの期末残存口数	129,342,493口
1万口当たり収益分配対象額	0.17円
1万口当たり分配金額	0円
収益分配金金額	0円
	[平成20年 9月11日から 平成20年12月10日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	152,861円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
収益調整金額	2,084円
分配準備積立金額	0円
当ファンドの分配対象収益額	154,945円
当ファンドの期末残存口数	119,245,630口
1万口当たり収益分配対象額	12.99円
1万口当たり分配金額	0円
収益分配金金額	0円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	当期 (平成20年12月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含ま れた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	96,007,062	△29,671,230
合計	96,007,062	△29,671,230

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	当期 自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日
1.取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。
2.取引に対する取組方針	株価指数先物取引は有価証券の価格変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3.取引の利用目的	株価指数先物取引は有価証券の価格変動リスクを回避することを目的として利用します。
4.取引に係るリスク内容	株価指数先物取引に係るリスクは、有価証券の価格変動等によるリスクであります。
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、法令等諸規則および信託約款に従い、運用担当者が執行し、運用管理部門においてモニタリングし、問題があると判断した場合には速やかに対応できる体制となっております。
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II 取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	当期(平成20年12月10日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	91,641,000	—	91,850,000	△209,000
合計		91,641,000	—	91,850,000	△209,000

(注)時価の算定方法

1. 株価指数先物取引の評価については、以下のように評価しております。
原則として特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同特定期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	当期 (平成20年12月10日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9520円 (9,520円)

（4）【附属明細表】**第1 有価証券明細表（平成20年12月10日現在）****（1）株式**

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	A I G 日本株式マザーファンドⅡ	155,754,482	96,007,062	
合計			155,754,482	96,007,062	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは「A I G日本株式マザーファンドⅡ」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「A I G日本株式マザーファンドⅡ」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(平成20年12月10日現在)
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		5,224,050
株式		115,657,500
未収入金		2,465,255
未収配当金		27,100
未収利息		32
流動資産合計		123,373,937
資産合計		123,373,937
負債の部		
流動負債		
未払金		3,389,308
流動負債合計		3,389,308
負債合計		3,389,308
純資産の部		
元本等		
元本		194,657,873
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		△74,673,244
元本等合計		119,984,629
純資産合計		119,984,629
負債純資産合計		123,373,937

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 7月 3日 至 平成20年12月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、原則として市場終値を、計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年12月10日現在)
1. 期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	112,112,518円
期中一部解約元本額	17,454,645円
元本の内訳	
ファンド名	
日本株式ツインフォーカスファンド ＜積極成長型＞	38,903,391円
日本株式ツインフォーカスファンド ＜安定成長型＞	155,754,482円
合計	194,657,873円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託受益証券の総数	194,657,873口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は74,673,244円であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成20年12月10日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含ま れた評価差額 (円)
株式	115,657,500	△20,807,517
合計	115,657,500	△20,807,517

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(平成20年12月10日現在)
1口当たり純資産額	0.6164円
(1万口当たり純資産額)	(6,164円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成20年12月10日現在）

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	マルハニチロホールディングス	2,000	146.00	292,000	
	三井松島産業	11,000	133.00	1,463,000	
	プリマハム	11,000	170.00	1,870,000	
	日本ハム	1,000	1,280.00	1,280,000	
	オエノンホールディングス	2,000	237.00	474,000	
	不二製油	1,000	1,266.00	1,266,000	
	東洋水産	1,000	2,685.00	2,685,000	
	王子製紙	3,000	494.00	1,482,000	
	三菱製紙	3,000	196.00	588,000	
	日本製紙グループ本社	4	346,000.00	1,384,000	
	レンゴー	1,000	672.00	672,000	
	トクヤマ	1,000	763.00	763,000	
	日本農薬	2,000	603.00	1,206,000	
	武田薬品工業	300	4,510.00	1,353,000	
	アステラス製薬	200	3,600.00	720,000	
	塩野義製薬	1,000	2,075.00	2,075,000	
	田辺三菱製薬	1,000	1,221.00	1,221,000	
	中外製薬	200	1,522.00	304,400	
	科研製薬	1,000	969.00	969,000	
	ツムラ	400	3,230.00	1,292,000	
	ブリヂストン	1,200	1,537.00	1,844,400	
	住友ゴム工業	1,400	840.00	1,176,000	
	日本板硝子	1,000	306.00	306,000	
	住友大阪セメント	6,000	219.00	1,314,000	
	太平洋セメント	3,000	152.00	456,000	
	東洋炭素	300	3,890.00	1,167,000	
	三菱マテリアル	3,000	211.00	633,000	
	住友金属鉱山	1,000	885.00	885,000	
	古河電気工業	2,000	448.00	896,000	
	横河ブリッジホールディングス	1,000	768.00	768,000	
	日本製鋼所	3,000	947.00	2,841,000	
	三菱重工業	3,000	403.00	1,209,000	
	日立製作所	3,000	424.00	1,272,000	
	日本電産	300	3,970.00	1,191,000	
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	5,000	351.00	1,755,000	
	日本信号	1,000	583.00	583,000	
	パナソニック電工	1,000	822.00	822,000	
	テルモ	100	4,500.00	450,000	
	ピジョン	700	2,785.00	1,949,500	
	任天堂	100	35,850.00	3,585,000	
	東京電力	2,300	2,955.00	6,796,500	
	中部電力	600	2,730.00	1,638,000	
	関西電力	700	2,635.00	1,844,500	
	北陸電力	200	2,425.00	485,000	
	九州電力	200	2,355.00	471,000	
	電源開発	600	3,530.00	2,118,000	
	東京瓦斯	6,000	471.00	2,826,000	
	大阪瓦斯	1,000	406.00	406,000	
	東海旅客鉄道	1	781,000.00	781,000	
	商船三井	2,000	550.00	1,100,000	

	I Tホールディングス	500	1,301.00	650,500	
	ジュピターテレコム	8	80,400.00	643,200	
	日本電信電話	13	460,000.00	5,980,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	11	175,000.00	1,925,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	2	383,000.00	766,000	
	三井鉱山	4,000	154.00	616,000	
	エービーシー・マート	200	3,460.00	692,000	
	日本マクドナルドホールディングス	200	1,967.00	393,400	
	ファミリーマート	200	4,140.00	828,000	
	ニトリ	200	7,070.00	1,414,000	
	ファーストリテイリング	300	13,280.00	3,984,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,900	468.00	2,761,200	
	りそなホールディングス	33	136,200.00	4,494,600	
	中央三井トラスト・ホールディングス	3,000	353.00	1,059,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	5	312,000.00	1,560,000	
	セブン銀行	4	355,000.00	1,420,000	
	みずほフィナンシャルグループ	19	225,700.00	4,288,300	
	ジャフコ	200	2,505.00	501,000	
	大和証券グループ本社	5,000	484.00	2,420,000	
	三井住友海上グループホールディングス	500	2,200.00	1,100,000	
	あいおい損害保険	3,000	362.00	1,086,000	
	大阪証券取引所	3	467,000.00	1,401,000	
	三井不動産	1,000	1,392.00	1,392,000	
	三菱地所	1,000	1,417.00	1,417,000	
	東京建物	1,000	319.00	319,000	
	東急不動産	2,000	317.00	634,000	
	住友不動産	1,000	1,401.00	1,401,000	
	オリエンタルランド	200	7,370.00	1,474,000	
	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	2,000	845.00	1,690,000	
	ベネッセコーポレーション	100	4,190.00	419,000	
小計		125,403		115,657,500	
合計				115,657,500	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<積極成長型>

（平成21年1月30日現在）

I 資産総額	22,807,701 円
II 負債総額	41,101 円
III 純資産総額（I－II）	22,766,600 円
IV 発行済数量（口）	39,415,572 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.5776 円 (5,776 円)

（注）Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

<安定成長型>

（平成21年1月30日現在）

I 資産総額	199,472,787 円
II 負債総額	83,147,368 円
III 純資産総額（I－II）	116,325,419 円
IV 発行済数量（口）	123,274,720 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.9436 円 (9,436 円)

（注）Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

（ご参考）AIG日本株式マザーファンドII

（平成21年1月30日現在）

I 資産総額	116,009,036 円
II 負債総額	7,716,291 円
III 純資産総額（I－II）	108,292,745 円
IV 発行済数量（口）	186,792,527 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.5797 円 (5,797 円)

（注）Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第5【設定及び解約の実績】**<積極成長型>**

	設定口数	解約口数
第1特定期間	39,352,986	—

（注1）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<安定成長型>

	設定口数	解約口数
第1特定期間	129,362,749	10,117,119

（注1）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成21年1月末日現在）

- ・ 資本金の額 2,150,000,000円
- ・ 会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・ 発行済株式総数 41,000株
- ・ 資本金の額の増減（最近5年間）
 - 平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。
 - 平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。
- ・ 会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

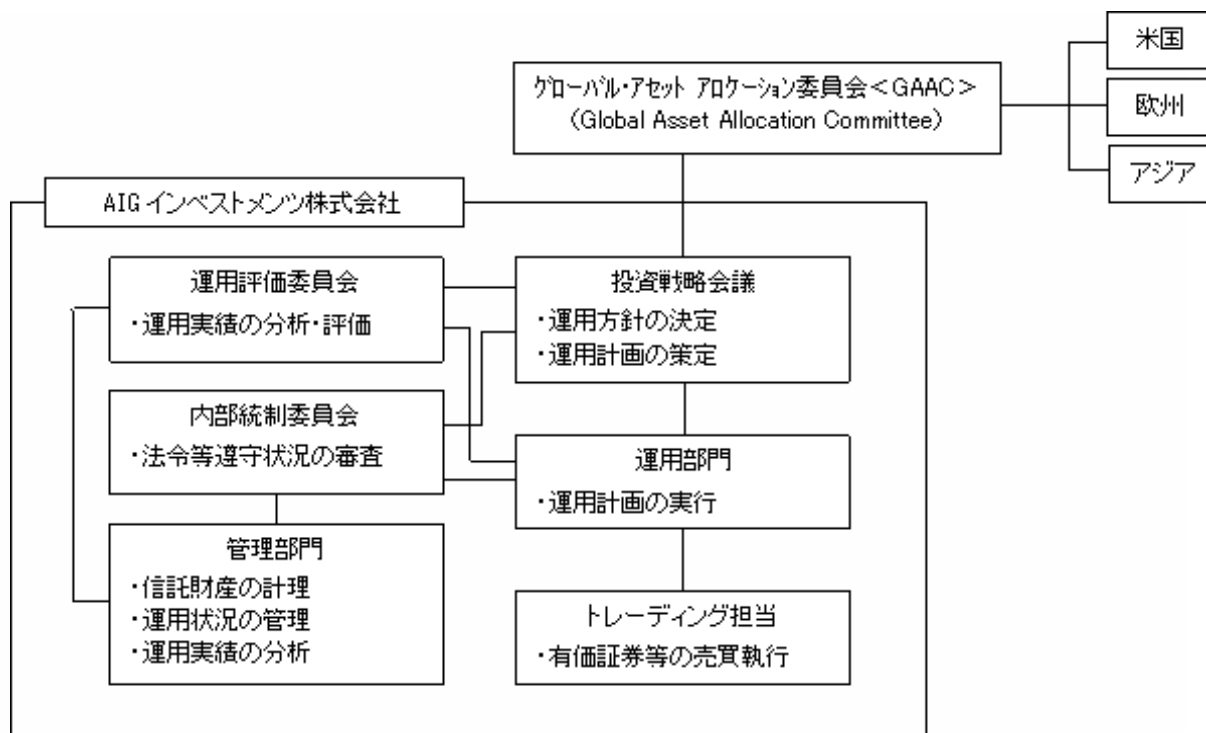
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、AIGグループの世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会

（Global Asset Allocation Committee(GAAC)：定期的に一堂に会しての開催も行われます。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。



※上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第一種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成21年1月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託および私募投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	32	200,531百万円
合計	32	200,531百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第22期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。また、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

2. 監査証明について

当社は、第22期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第24期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査及び中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第22期 (平成19年3月31日現在)			第23期 (平成20年3月31日現在)		
資 産 の 部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
I 流動資産			千円	%		千円	%
現金			18			-	
預金	※4		6,101,858			-	
現金・預金	※4		-			3,767,774	
支払委託金							
収益分配金		415			352		
償還金		-	415		3,500	3,852	
前払費用			61,198			74,091	
未収入金			3,150			3,150	
未収委託者報酬			381,905			2,978,881	
未収投資顧問料	※3		1,119,645			1,695,414	
立替金			11,180			57,571	
繰延税金資産			130,081			140,772	
流動資産計			7,809,452	95.4		8,721,508	93.4
II 固定資産							
有形固定資産			86,731	1.1		214,884	2.3
建物	※1		-			59,945	
建物附属設備	※1		41,510			84,366	
工具器具備品	※1		45,220			70,572	
無形固定資産			10,374	0.1		130,533	1.4
ソフトウェア	※2		6,551			25,001	
ソフトウェア仮勘定			-			101,693	
電話加入権			3,823			3,839	
投資その他の資産			276,584	3.4		267,211	2.9
投資有価証券			-			814	
敷金保証金			171,031			114,553	
長期差入保証金			25,000			37,500	
預託金			1,164			164	
繰延税金資産			79,388			114,178	
固定資産計			373,690	4.6		612,629	6.6
資産合計			8,183,142	100.0		9,334,137	100.0

期別		第22期 (平成19年3月31日現在)			第23期 (平成20年3月31日現在)		
負 債 の 部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
I 流動負債			千円	%		千円	%
未払金							
未払収益分配金		1,595			1,692		
未払償還金		-			3,500		
未払手数料		153,650			1,311,657		
その他未払金		143,675	298,920		254,185	1,571,035	
未払費用	※3		1,410,825			1,854,453	
未払法人税等			976,914			583,563	
未払消費税等			78,106			185,557	
預り金			145,433			165,687	
賞与引当金			123,627			164,862	
役員賞与引当金			2,859			2,859	
流動負債計			3,036,688	37.1		4,528,019	48.5
II 固定負債							
退職給付引当金			170,171			244,458	
役員退職慰労引当金			5,421			7,454	
固定負債計			175,592	2.1		251,912	2.7
負債合計			3,212,281	39.3		4,779,931	51.2
純 資 産 の 部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
I 株主資本				%			%
資本金			1,200,091	14.7		1,200,091	12.9
利益剰余金							
利益準備金		54,300			265,112		
その他利益剰余金							
任意積立金		230,000			230,000		
繰越利益剰余金		3,486,470			2,859,112		
利益剰余金 合計			3,770,770	46.1		3,354,225	35.9
株主資本合計			4,970,861	60.7		4,554,316	48.8
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			-			△110	
評価・換算差額等合計			-			△110	
純資産合計			4,970,861	60.7		4,554,206	48.8
負債・純資産合計			8,183,142	100.0		9,334,137	100.0

(2) 【損益計算書】

	期別		第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日			第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		
			内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
科目		注記 番号						

経常損益の部	営業損益の部	営業収益			千円	%		千円	%
		委託者報酬			9,122,541			11,144,644	
		投資顧問料			4,252,213			6,774,829	
		その他営業収益			13,333			12,000	
		営業収益計			13,388,089	100.0		17,931,474	100.0
		営業費用							
		支払手数料			3,867,004			4,829,881	
		広告宣伝費			154,765			149,751	
		公告費			4,336			4,336	
		受益証券発行費			840			-	
		調査費							
		調査費		459,998			662,655		
		委託調査費	※3	2,603,662	3,063,660		5,179,001	5,841,656	
		委託計算費			209,002			434,605	
		営業雑経費							
		通信費		39,409			43,982		
		印刷費		199,077			266,154		
		協会費		14,566			14,370		
		図書費		2,257	255,311		8,912	333,418	
		営業費用計			7,554,919	56.4		11,593,649	64.7
		一般管理費							
		給料	※1						
		役員報酬		31,811			28,595		
		給料・手当		1,192,631			1,555,793		
		賞与		309,460			438,646		
		役員賞与		14,198			11,053		
	賞与引当金繰入額		123,627			164,862			
	役員賞与引当金繰入額		2,859	1,674,589		2,859	2,201,809		
	交際費			15,324			36,508		
	寄付金			12,222			4,237		
	旅費交通費			89,726			87,619		
	租税公課			37,474			39,046		
不動産賃借料			210,086			309,598			
退職給付費用			61,898			84,705			
退職金			5,664			-			
役員退職慰労引当金繰入額			2,032			2,032			
役員退職慰労金			3,867			-			
固定資産減価償却費			22,579			47,144			
業務委託費			158,257			191,937			
諸経費			198,371			295,362			
一般管理費計			2,492,096	18.6		3,300,002	18.4		
営業利益				3,341,073	25.0		3,037,822	16.9	
営業外損益の部	営業外収益								
	受取利息			25			896		
	受取配当金			30			-		
	為替差益			3,213			-		
	雑収入			406			721		
	営業外収益計			3,676	0.0		1,617	0.0	
	営業外費用								
	為替差損			-			95,654		
雑損失			2,789			538			
営業外費用計				2,789	0.0		96,192	0.5	
経常利益				3,341,960	25.0		2,943,246	16.4	

特別利益							
委託調査費戻入益			9,987			-	
その他有価証券売却益			2,201			81	
特別利益計			12,189	0.1		81	0.0
特別損失							
固定資産除却損	※4		6,917			57,755	
事務所移転費用			104			7,299	
特別損失計			7,022	0.1		65,054	0.4
税引前当期純利益			3,347,127	25.0		2,878,273	16.1
法人税等	※2		1,352,928	10.1		-	
法人税、住民税及び事業税			-			1,242,263	6.9
過年度法人税等			△ 14,688	△0.1		△ 10,166	△0.1
法人税等調整額			△ 209,469	△1.6		△ 45,406	△0.3
当期純利益			2,218,357	16.6		1,691,582	9.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

第22期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
			任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日残高	1,200,091	53,000	230,000	1,282,366	1,565,366	2,765,457	-	-	2,765,457
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利益準備金の繰入れ	-	1,300	-	△ 1,300	-	-	-	-	-
利益処分による 役員賞与	-	-	-	△ 12,953	△ 12,953	△ 12,953	-	-	△ 12,953
当期純利益	-	-	-	2,218,357	2,218,357	2,218,357	-	-	2,218,357
当事業年度中の変動額 合計	-	1,300	-	2,204,104	2,205,404	2,205,404	-	-	2,205,404
平成19年3月31日残高	1,200,091	54,300	230,000	3,486,470	3,770,770	4,970,861	-	-	4,970,861

第23期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
			任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成19年3月31日残高	1,200,091	54,300	230,000	3,486,470	3,770,770	4,970,861	-	-	4,970,861
当事業年度中の変動 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	210,812	-	△ 2,318,940	△ 2,108,128	△ 2,108,128	-	-	△ 2,108,128
当期純利益	-	-	-	1,691,582	1,691,582	1,691,582	-	-	1,691,582
株主資本以外の項目 の 当事業年度中の変動 額 (純額)	-	-	-	-	-	-	△ 110	△ 110	△ 110
当事業年度中の変動 額 合計	-	210,812	-	△ 627,358	△ 416,545	△ 416,545	△ 110	△ 110	△ 416,655
平成20年3月31日残高	1,200,091	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	△ 110	△ 110	4,554,206

(重要な会計方針)

期 別 科 目	第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売上原価は移動平均法により算定)	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。 (2)無形固定資産 ソフトウェアは利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額を計上しております。 (追加情報) 役員賞与は、従来、株主総会の利益処分案決議により未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用し、発生した期間の費用として処理することとしております。この結果、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ17,057千円減少しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)役員賞与引当金 同 左 (3)退職給付引当金 同 左

4. リース取引の処理方法	(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末役員退職慰労金要支給額を計上しております。	(4)役員退職慰労引当金 同 左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。	同 左

(会計処理の変更)

項目	期別 第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、4,970,861千円であります。財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	当社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した会計年度の翌会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間に渡り均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。又、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。

注記事項

(貸借対照表関係)

第22期 平成19年3月31日現在	第23期 平成20年3月31日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 27,269千円 工具器具備品 89,636千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 2,608千円 建物附属設備 19,625千円 工具器具備品 42,886千円
※2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 33,984千円	※2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 18,262千円
※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている 関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収投資顧問料 99,359千円 未払費用 422,646千円	※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている 関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収投資顧問料 51,119千円 未払費用 621,695千円
※4 信託資産 預金のうち、10,082千円は、直販顧客分別金信託契 約により、三菱UFJ信託銀行に信託しております。	※4 信託資産 現金・預金のうち、10,102千円は、直販顧客分別金 信託契約により、三菱UFJ信託銀行に信託しており ます。

(損益計算書関係)

第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
※1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 250,000千円以内 監査役 年額 20,000千円以内	※1 役員報酬の範囲額 同左
※2 法人税等は法人税、法人事業税、法人住民税であり ます。	※2 —
※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている 関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 626,829千円	※3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている 関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 2,484,908千円
※4 固定資産除却損は、器具備品6,917千円であります。	※4 固定資産除却損は、建物附属設備31,897千円、器具 備品25,857千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	—	—	37,312 株
合 計	37,312 株	—	—	37,312 株

配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年6月27日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当の原資：利益剰余金 (ニ)基準日：平成19年3月31日

(ロ)配当金の総額：2,108,128千円 (ホ)効力発生日：平成19年6月28日

(ハ)一株当たり配当額：56,500円

第23期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	—	—	37,312 株
合 計	37,312 株	—	—	37,312 株

配当に関する事項

配当支払額

平成19年6月27日の定時株主総会において、次の通り決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額：2,108,128千円

(ハ) 基準日：平成19年3月31日

(ロ) 一株当たり配当額：56,500円

(ニ) 効力発生日：平成19年6月28日

(リース取引関係)

第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 該当ありません。																
<table><tr><td></td><td>取得価額 相 当 額</td><td>減価償却 累 計 額 相 当 額</td><td>期末残高 相 当 額</td></tr><tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>器具及び備品</td><td>7,886</td><td>7,886</td><td>0</td></tr><tr><td>合 計</td><td>7,886</td><td>7,886</td><td>0</td></tr></table>		取得価額 相 当 額	減価償却 累 計 額 相 当 額	期末残高 相 当 額		千円	千円	千円	器具及び備品	7,886	7,886	0	合 計	7,886	7,886	0	
	取得価額 相 当 額	減価償却 累 計 額 相 当 額	期末残高 相 当 額														
	千円	千円	千円														
器具及び備品	7,886	7,886	0														
合 計	7,886	7,886	0														
(2) 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 0 千円 1 年超 0 合 計 0	(2) 未経過リース料期末残高相当額 該当ありません。																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,604 千円 減価償却相当額 1,445 支払利息相当額 33	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 該当ありません。																
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 該当ありません。																
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 該当ありません。																

(有価証券関係)

第22期 平成19年3月31日現在	第23期 平成20年3月31日現在
----------------------	----------------------

(デリバティブ関係)

第22期 平成19年3月31日現在	第23期 平成20年3月31日現在
該当事項ありません。	該当事項ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第22期 平成19年3月31日現在	第23期 平成20年3月31日現在
	千円	千円
(1) 退職給付債務	△ 170,171	△ 244,458
(2) 年金資産	-	-
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	△ 170,171	△ 244,458
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務（債務の減額）	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	△ 170,171	△ 244,458
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	△ 170,171	△ 244,458

3. 退職給付費用の内訳

	第22期 平成19年3月31日現在	第23期 平成20年3月31日現在
	千円	千円
退職給付費用	61,898	84,705
(1) 勤務費用	61,898	84,705
(2) 利息費用	—	—
(3) 期待運用収益（減算）	—	—
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	—	—

4. 退職給付債務の計算基礎

	第22期 平成19年3月31日現在	第23期 平成20年3月31日現在
(1) 割引率	—	—
(2) 期待運用収益率	—	—
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	—	—
(4) 過去勤務債務の処理年数	—	—

(5) 数理計算上の差異の処理年数	—	—
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	—

(税効果会計関係)

第22期 平成19年3月31日現在		第23期 平成20年3月31日現在	
1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳		1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳	
(単位：千円)		(単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金繰入超過額	69,259	退職給付引当金繰入超過額	93,744
賞与引当金繰入超過額	50,316	賞与引当金繰入超過額	68,262
未払事業税	68,179	未払事業税	45,340
その他	21,713	その他有価証券評価差額金	76
		未払金	23,341
		その他	24,187
繰延税金資産小計	209,469	繰延税金資産小計	254,950
評価性引当額	-	評価性引当額	-
繰延税金資産合計	209,469	繰延税金資産合計	254,950
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率		法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	
(調整)			
交際費等永久に損金に参入されない項目	0.41%		
住民税均等割	0.07%		
評価性引当金額の増減額	△4.86%		
その他	△2.15%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.16%		

[次へ](#)

（関連当事者との取引）

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有直接100%	兼任1名	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	一任及び助言業務報酬の受取 ※2	千円 181,289	未収投資顧問料	千円 99,359
								委託調査費の支払 ※1	626,829	未払費用	422,646

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	（本社）アメリカ、デラウェア州（支店）東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	販売会社契約	代行手数料の支払 ※5	千円 2,235,637	未払費用	千円 50,850
親会社の 子会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・ファンド・マネジメント・リミテッド	アイルランド、ダブリン市	千USドル 1,167	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 ※2	千円 892,581	未収投資顧問料	千円 235,882
親会社の 子会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 ※1	千円 252,403	未払費用	千円 155,684
親会社の 子会社	エイアイユー・インシュアランス・カンパニー日本支店	（本社）アメリカ、ニューヨーク州（支店）東京都千代田区	千USドル 8,000	損害保険会社	-	-	賃貸借契約	賃料の支払 ※3	千円 168,679	前払費用	千円 33,794
								敷金の支払 ※4	-	敷金保証金	165,085

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

※1 助言契約に基づく投資顧問料の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

※2 一任契約及び助言契約に基づく投資顧問料の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

※3 賃貸借契約に基づき賃料を支払っております。

※4 賃貸借契約に基づき敷金を差し入れております。

※5 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有直接100%	兼任1名	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	委託調査費の支払※1	千円 2,484,908	未払費用	千円 621,695

（２）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	(本社)アメリカ、デラウェア州 (支店)東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 ※2	千円 1,734,284	未収投資顧問料	千円 439,557
							販売会社契約	代行手数料の支払 ※3	千円 2,576,333	未払費用	千円 1,201,427
親会社の子会社	アメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社	(本社)東京都千代田区	千円 110,000	損害保険会社	-	-	賃貸借契約	敷金の支払 ※4	千円 14,530	敷金保証金	千円 114,553
親会社の子会社	千代田コンサルタンツ株式会社	(本社)東京都千代田区	千円 129,000	不動産業、保険代理店業務	-	-					
親会社の子会社	AIGインベストメント・マネジメント投資顧問株式会社	(本社)東京都墨田区	千円 100,000	投資顧問業	-	-	事業譲渡契約	事業譲受 ※5	千円 譲受資産合計 190,708 譲受負債合計 1,800 譲受対価 188,907	-	-

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- ※1 助言契約に基づく投資顧問料の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- ※2 一任契約及び助言契約に基づく投資顧問料の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- ※3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- ※4 賃貸借契約に基づき敷金を差し入れております。賃貸契約はアメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社、千代田コンサルタンツ株式会社との三社間契約となっております。
- ※5 事業譲渡契約書第3条に定める事業譲渡の対価は、平成19年8月9日付けの確認書で決定されております。

但し、当期より営業収益、営業費用及び一般管理費については、取引金額が営業収益又は営業費用及び一般管理費の10%以下の取引は重要性が無いため、記載しておりません。

(企業結合関係)

第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日										
該当事項はありません。	(パーチェス法適用) 1.被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率 (1)被取得企業の名称及び事業の内容 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社、投資顧問業 (2)企業結合を行った主な理由 事業譲受による運用資産の増大により、最良投資機会の拡大及びクレジット分析力を中心とした特に国内債券の運用力の向上を図ると共に、運用本部を株式運用本部と債券運用本部に区分し、専門性をより強化した運用体制の構築を図りました。 (3)企業結合日 平成19年4月1日 (4)企業結合の法的形式 事業譲受 (5)結合後企業の名称 エイアイジー投信投資顧問株式会社 (6)取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。 2.財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 3.被取得企業の取得原価及びその内訳 取得の対価 現金 <u>188,907千円</u> 取得原価 <u>188,907千円</u> 4.株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。 5.発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 該当事項はありません。 6.企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 (1)資産の額 <table> <tr> <td>流動資産</td><td>39,395千円</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td><u>151,312千円</u></td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>190,708千円</u></td></tr> </table> (2)負債の額 <table> <tr> <td>流動負債</td><td><u>1,800千円</u></td></tr> <tr> <td>合計</td><td><u>1,800千円</u></td></tr> </table> 7.取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。 8.企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 該当事項はありません。	流動資産	39,395千円	固定資産	<u>151,312千円</u>	合計	<u>190,708千円</u>	流動負債	<u>1,800千円</u>	合計	<u>1,800千円</u>
流動資産	39,395千円										
固定資産	<u>151,312千円</u>										
合計	<u>190,708千円</u>										
流動負債	<u>1,800千円</u>										
合計	<u>1,800千円</u>										

(1株当たり情報)

第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1株当たり純資産額 133,224.21 円 1株当たり当期純利益 59,454.25 円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株引受権付社債及び転換社債の発行がないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 122,057.41 円 1株当たり当期純利益 45,336.15 円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株引受権付社債及び転換社債の発行がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
当期純利益(千円)	2,218,357	1,691,582
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	2,218,357	1,691,582
普通株式の期中平均株式数	37,312	37,312

(重要な後発事象)

第22期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1.事業譲受 (AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社の事業全部の譲受け) 平成19年2月8日付で、AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社と事業譲渡契約を締結し、平成19年4月1日付で同社の事業全部を譲受けました。 (事業譲受けの理由) 事業譲受による運用資産の増大により、最良投資機会の拡大及びクレジット分析力を中心とした特に国内債券の運用力の向上を図ると共に、運用本部を株式運用本部と債券運用本部に区分し、専門性をより強化した運用体制の構築を図りました。 (AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社の概要) AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社は、AIGグループの保険会社の資産運用のみを目的に2004年に設立された投資顧問会社で、東京都墨田区に本店を構え債券を中心に約8兆円の資産を運用しておりました。 (譲受ける事業の内容) 有価証券に関する投資顧問業 (譲受ける資産・負債の額) 資産の額：190,708 千円 負債の額：1,791 千円 2.募集株式の発行に関する事項 該当ありません。	1.事業譲受 (エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクの事業全部の譲受け) 平成20年1月18日付で、エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクと事業譲渡契約を締結し、平成20年5月1日付で同社の事業全部を譲受けました。 (事業譲受けの理由) 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。 (エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクの概要) エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクは、機関投資家を対象とした当社の運用する各種ファンドを販売することを目的として平成14年に開設され、ヘッジ・ファンドを中心に、開設以来6年間で約4,200億円のファンドの募集を取扱って参りました。 (譲受ける事業の内容) 有価証券関連業 (譲受ける資産・負債の額) 資産の額：3,467,000 千円 負債の額：149,000 千円 2.募集株式の発行に関する事項 平成20年6月26日開催の当社取締役会において、普通株式の発行を決議致しました。 募集株式の数：普通株式2,688株 募集株式の払込金額：947,574,478円（1株につき金352,520円27銭） 増加する資本金額（資本組入額）：金473,787,239円 増加する資本準備金：473,787,239円 募集株式の割当：発行する募集株式1株の全部につき、募集株式はすべてこれを当会社株主であるエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープに割り当てる。 募集株式と引換えにする金銭の払込の期間：平成20年6月27日から平成20年7月4日まで 増資の理由及び資金の用途 1.増資の理由 自己資本の充実 2.資金の用途 事業資金

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1)中間貸借対照表
(平成20年9月30日現在)

科 目	注記 番号	金 額	構成比	科 目	注記 番号	金 額	構成比
(資 産 の 部)		千円	%	(負 債 の 部)		千円	%
I 流 動 資 産				I 流 動 負 債			
現金・預金	*1	5,235,657		預り金		39,100	
支払委託金				未払金		241,926	
収益分配金		3,852		未払費用		2,773,878	
前払費用		97,831		未払法人税等		22,176	
未収入金		322,222		未払消費税等	*3	49,183	
未収委託者報酬		495,746		賞与引当金		464,389	
未収運用受託報酬		1,595,759		役員賞与引当金		9,854	
その他		10,244		その他		248,967	
流動資産 計		7,761,313	83.3	流動負債 計		3,849,475	41.3
II 固 定 資 産				II 固 定 負 債			
有形固定資産	*2			退職給付引当金		345,884	
建物		58,641		役員退職慰労引当金		8,611	
建物附属設備		114,128		債務保証損失引当金		156,824	
工具器具備品		80,324		固定負債 計		511,320	5.5
有形固定資産 計		253,094	2.7	負 債 合 計		4,360,796	46.8
無形固定資産				(純 資 産 の 部)			
電話加入権		3,875		I 株 主 資 本			
ソフトウェア		199,635		資本金		1,673,878	18.0
ソフトウェア仮勘定		45,622		資本剰余金			
のれん		639,484		資本準備金		473,787	
無形固定資産 計		888,618	9.5	資本剰余金 合計		473,787	5.1
投資その他の資産				利益剰余金			
投資有価証券		97,960		利益準備金		265,112	
繰延税金資産		120,240		その他利益剰余金			
敷金保証金		151,003		任意積立金		230,000	
長期差入保証金		37,500		繰越利益剰余金		2,313,363	
長期前払費用		2,000		利益剰余金 合計		2,808,476	30.1
預託金		364		株主資本合計		4,956,142	53.2
投資その他の資産 計		409,069	4.4	II 評価・換算差額等			
固定資産 計		1,550,782	16.6	その他有価証券評価差額金		△ 1,802	
III 繰 延 資 産				評価・換算差額等合計		△ 1,802	△0.0
株式交付費		3,040		純資産 合計		4,954,339	53.2
繰延資産 計		3,040	0.0				
資 産 合 計		9,315,136	100.0	負債・純資産合計		9,315,136	100.0

(注) 記載金額は千円未満切捨てて表示しております。

(2)中間損益計算書
自 平成20年4月 1日
至 平成20年9月30日

科 目	注記番号	金 額		百分比
			千円	%
営 業 収 益				
委託者報酬		5,426,378		
運用受託報酬		2,977,742		
その他営業収益	*2	112,375		
営業収益 計			8,516,497	100.0
営業費用及び一般管理費	*1		8,369,605	98.3
営業利益			146,892	1.7
営業外収益				
受取利息		4,595		
為替差益		12,587		
その他		54		
営業外収益 計			17,238	0.2
営業外費用				
雑損		2,804		
株式交付費償却		276		
営業外費用 計			3,080	0.0
経常利益			161,051	1.9
特別利益				
投資有価証券売却益		100		
特別利益 計			100	0.0
特別損失				
投資有価証券売却損		32		
固定資産除却損		6,415		
債務保証損失引当金繰入額		156,824		
前期業務委託費修正		392,255		
特別損失 計			555,528	6.5
税引前中間純損失			394,377	4.6
法人税、住民税及び事業税			15,498	0.2
法人税等調整額			135,872	1.6
中間純損失			545,748	6.4

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(3)中間株主資本等変動計算書

自 平成20年4月 1日

至 平成20年9月30日

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金 任意積 立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
前期末残高	1,200,091	-	-	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	△ 110	△ 110	4,554,206
当中間会計期間変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	473,787	473,787	473,787	-	-	-	-	947,574	-	-	947,574
剰余金の配当			-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間純損失			-	-	-	△ 545,748	△ 545,748	△ 545,748	-	-	△ 545,748
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	-		-	-	-	-	-	-	△ 1,692	△ 1,692	△ 1,692
当中間会計期間中の変動額合計	473,787	473,787	473,787	-	-	△ 545,748	△ 545,748	401,826	△ 1,692	△ 1,692	400,133
当中間会計期間末残高	1,673,878	473,787	473,787	265,112	230,000	2,313,363	2,808,476	4,956,142	△ 1,802	△ 1,802	4,954,339

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

期別 項目	第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。
3. 繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産額の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。又、当中間会計期間から従来の退職一時金制度に加え、企業年金制度を開始しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末退職金要支給額を計上しております。 (5) 債務保証損失引当金 投資信託に対する債務保証について発生すると見込まれる損失を計上しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

項目	期別	第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
リース取引に関する会計基準等		当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）」を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

項目	期別	第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
中間貸借対照表関係		前中間会計期間において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当中間会計期間より、「未収運用受託報酬」として表示しております。
中間損益計算書関係		前中間会計期間において「投資顧問料」として表示していたものは、当中間会計期間より、「運用受託報酬」として表示しております。

(中間貸借対照表関係)

項目	期別	第24期 中間会計期間末 平成20年9月30日現在						
*1. 信託資産		現金・預金のうち、20,121千円は直販顧客分別金信託 契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。						
*2. 有形固定資産の減価償却累計額		<table><tr><td>建 物</td><td>3,912千円</td></tr><tr><td>建 物 附 属 設 備</td><td>30,271千円</td></tr><tr><td>工 具 器 具 備 品</td><td>57,564千円</td></tr></table>	建 物	3,912千円	建 物 附 属 設 備	30,271千円	工 具 器 具 備 品	57,564千円
建 物	3,912千円							
建 物 附 属 設 備	30,271千円							
工 具 器 具 備 品	57,564千円							
*3. 消費税等の取り扱い		仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。						

(中間損益計算書関係)

期別 項目	第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
*1. 減価償却実施額	有形固定資産 26,835千円 無形固定資産 32,166千円
*2. その他営業収益	当中間会計期間より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、その他営業収益には証券業務に関する収益も含まれております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

期別 項目	第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日				
1.発行済株式に関する事項	<u>株式の種類</u>	<u>前会計年度 末株式数</u>	<u>当中間会計期 間増加株式数</u>	<u>当中間会計期 間減少株式数</u>	<u>当中間会計 期間末株式数</u> 摘要
	普通株式(株)	37,312	2,688	-	40,000
2.自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3.新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4.配当に関する事項	該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
該当事項はありません。

(有価証券関係)

第24期 中間会計期間末 平成20年9月30日現在			
その他有価証券（時価のあるもの） 当中間会計期間末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)			
単位：千円			
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
投資信託受益証券	101,000	97,960	3,040

(デリバティブ取引関係)

第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

第24期 中間会計期間
自 平成20年4月 1日
至 平成20年9月30日

(パーチェス法適用)

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率
 - (1) 被取得企業の名称及び事業の内容
エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク、有価証券関連業
 - (2) 企業結合を行った主な理由
当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。
 - (3) 企業結合日
平成20年5月1日
 - (4) 企業結合の法的形式
事業譲受
 - (5) 結合後企業の名称
AIGインベストメンツ株式会社
 - (6) 取得した議決権比率
事業譲受のため、該当事項はありません。
2. 中間財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
平成20年5月1日から平成20年9月30日まで
3. 被取得企業の取得原価及びその内訳
取得の対価

現金	3,343,544千円
取得原価	3,343,544千円
4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額
該当事項はありません。
5. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
関連会社の事業譲受に際して発生したのれん653,090千円を、20年以内のその効果の及ぶ期間に渡って定額法により償却しております。
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
 - (1) 資産の額

流動資産	2,696,594千円
固定資産	32,886千円
合計	2,729,480千円
 - (2) 負債の額

流動負債	38,407千円
合計	38,407千円
7. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
1株当たり純資産額	123,858円49銭
1株当たり中間純損失	14,115円40銭
(注)	
1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式がないため記載していません。	
2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。	
中間損益計算書上の中間純損失	545,748千円
普通株式に係る中間純損失	545,748千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	38,663株

(重要な後発事象に関する注記)

第24期 中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日					
重要な後発事象					
1.	(募集株式の発行に関する事項) 平成20年12月19日開催の当社取締役会において、普通株式の発行を決議致しました。 募集株式の数：普通株式1,000株 募集株式の払込金額：680,000千円（1株につき金680千円） 増加する資本金額（資本組入額）：金476,121千円 増加する資本準備金：払い込み金額9,076,494米ドルの払込日当日レートを用いて円換算された金額から上記資本組入額を控除した金額 募集株式の割当：発行する募集株式1株の全部につき、募集株式はすべてこれを当会社株主であるエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープに割り当てる。 募集株式と引換えにする金銭の払込の期間：平成20年12月22日から平成20年12月30日まで 増資の理由及び資金の使途 <table> <tr> <td>1) 増資の理由</td><td>自己資本の充実</td></tr> <tr> <td>2) 資金の使途</td><td>事業資金</td></tr> </table>	1) 増資の理由	自己資本の充実	2) 資金の使途	事業資金
1) 増資の理由	自己資本の充実				
2) 資金の使途	事業資金				
2.	(AIGの事業再編計画について) AIG Investments が属するAIG（アメリカン・インターナショナル・グループ）は米国東部時間平成20年10月3日にAIG グループ全体の事業再編計画を発表致しました。当事業再編計画によると、譲渡予定の事業・資産の一部として当社が属するAIG Investments が含まれております。				

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1) 「受託会社」

① 名称及び資本金の額

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円（平成20年9月末日現在）

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2) 「販売会社」

① 名称及び資本金の額

株式会社三菱東京UFJ銀行 996,973百万円（平成20年9月末日現在）

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

1) 「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2) 「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】

1) 「受託会社」

該当事項はありません。

2) 「販売会社」

該当事項はありません。

《参考情報》再信託受託会社の概要

名称	： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	： 10,000百万円（平成20年9月末日現在）
資本構成	： 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、 明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
業務の内容	： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

平成20年 5月30日	有価証券届出書 提出
平成20年 9月19日	臨時報告書 提出

独立監査人の監査報告書

平成21年1月21日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株式ツインフォーカスファンド＜積極成長型＞の平成20年7月3日から平成20年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株式ツインフォーカスファンド＜積極成長型＞の平成20年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

A I G インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書＜安定成長型＞へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年1月21日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株式ツインフォーカスファンド＜安定成長型＞の平成20年7月3日から平成20年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株式ツインフォーカスファンド＜安定成長型＞の平成20年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

A I G インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

A I G インベストメンツ株式会社
(旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社)
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I G インベストメンツ株式会社（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I G インベストメンツ株式会社（旧会社名 エイアイジー投信投資顧問株式会社）の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年1月18日付でエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インクと事業譲渡契約を締結し、平成20年5月1日付で同社の事業全部を譲り受けた。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年6月26日開催の取締役会において、普通株式の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[ファンドの監査報告書＜安定成長型＞へ](#) [委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月29日

A I G インベストメンツ株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大 畑 茂 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I G インベストメンツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、A I G インベストメンツ株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年12月19日開催の取締役会において、普通株式の発行を決議した。

重要な後発事象に記載されているとおり、AIGグループの事業再編計画における譲渡予定の事業・資産の一部として会社が属するAIG Investmentsが含まれている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

エイアイジー投信投資顧問株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているエイアイジー投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイアイジー投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成19年4月1日にエイアイジー投信投資顧問株式会社は、A I G インベストメントマネジメント投資顧問株式会社の事業の全部を譲り受けた。

重要な会計方針に記載されているとおり、当事業年度より役員賞与を発生した期間の費用としている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。